

「接続機器レンタル規約」新旧対照表

| 改定前 (2006年12月1日付) | 改定後 (2007年3月15日付) |
|--|---|
| <p>第3条 (レンタル契約の成立および終了)</p> <p>3. 前項にかかわらず、第5条のレンタル料金の発生時期はBBサービス規約に準じるものとします。但し、無線LANカードのレンタルを他の接続機器のレンタル契約と別に申し込んだ場合は、無線LANカードのレンタル料金については、その申込日から起算して7営業日目の日が属する月の翌月1日から発生するものとします。なお、この場合、万一無線LANカードがその日までにお手元に届いていないときは、レンタル料は無線LANカードがお手元に届いた日から発生するものとします。本項における営業日とは、東京都所在の都市銀行の休日以外の日をいいます。</p> <p>6. 本条第2項但書、第5項の定め該当する場合は、第10条の定めを準用するものとし、会員は同条に従い接続機器を当社に返還または買取るものとします。</p> | <p>第3条 (レンタル契約の成立および終了)</p> <p>3. 前項にかかわらず、第5条のレンタル料金の発生時期はBBサービス規約に準じるものとします。但し、無線LANカードのレンタルを他の接続機器のレンタル契約と別に申し込んだ場合は、無線LANカードのレンタル料金については、その申込日から起算して7営業日目の日が属する月の翌月1日から発生するものとします。本項における営業日とは、東京都所在の都市銀行の休日以外の日をいいます。</p> <p>6. 本条第2項但書、第5項の定め該当する場合は、第10条の定めを準用するものとし、会員は同条に従い接続機器を当社に返還するものとします。</p> |
| <p>第5条 (レンタル料金等)</p> <p>接続機器のレンタル料金は、別途定める「レンタル料金表」によるものとし、会員は毎月のレンタル料金を支払うものとします。</p> | <p>第5条 (レンタル料金等)</p> <p>接続機器のレンタル料金は、別途定める「料金表」によるものとし、会員は毎月のレンタル料金を支払うものとします。</p> |
| <p>第7条 (会員の義務)</p> <p>2. 前項の禁止行為の一に該当すると当社が判断した場合、会員は当社の請求に従い当社が別途定める金額をもって、直ちに接続機器を買取るものとします。</p> | <p>第7条 (会員の義務)</p> <p>2. 前項の禁止行為の一に該当すると当社が判断した場合、会員は、別途定める「違約金」または「修理交換料金」を当社の定める方法により支払うものとします。</p> |
| <p>第8条 (故障等)</p> <p>1. 会員にレンタルされた接続機器が正常な使用状態で故障、破損または滅失等(以下「故障等」といいます。)により正常に動作しなくなった場合、当社は、当該接続機器を正常な接続機器と取り替えます。この場合、会員は当社が別途定める方法に従い、故障等の生じた接続機器を当社が指定する場所へ送付するものとします(接続機器が全部滅失して送付が不能な場合を除きます。)。但し、接続機器の故障等が会員の責めに帰すべき事由によるときは、当社が故障等の原因調査、または取り替え等の必要な措置に要した費用は、会員が負担するものとします。</p> <p>3. 火災、地震、落雷、風水害、その他天災地変、または異常電圧などの外部的要因その他の不可抗力による接続機器の故障、破損または滅失等に関しては、当社は一切その責を負わないものとします。</p> | <p>第8条 (故障等)</p> <p>1. 会員にレンタルされた接続機器が正常な使用状態で故障、破損または滅失等(以下「故障等」といいます。)により正常に動作しなくなった場合、当社は、当該接続機器を正常な接続機器と取り替えます。この場合、会員は当社が別途定める方法に従い、故障等の生じた接続機器を当社が指定する場所へ送付するものとします(接続機器が全部滅失して送付が不能な場合を除きます。)。但し、接続機器の故障等が会員の責めに帰すべき事由によるときは、会員は別途定める「修理交換料金」および当社が故障等の原因調査、または取り替え等の必要な措置に要した費用の一切を負担するものとします。</p> <p>3. 接続機器の故障、破損または滅失等が火災、地震、落雷、風水害、その他天災地変、または異常電圧などの外部的要因その他の不可抗力による場合は、会員は別途定める「修理交換料金」および当社が故障等の原因調査、または取り替え等の必要な措置に要した費用の一切を負担するものとします。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>第9条（任意の買取）</p> <p>1. 会員は、接続機器を任意に買取ることができるものとします。この場合、会員は、新品の接続機器（以下「新規接続機器」といいます。）のみ買取ることができ、レンタルしている接続機器は第10条第1項の定めに従い当社に返還するものとします。新規接続機器の価格の算定、買取代金の支払期日は別途定める「買取価格一覧表」に従うものとします。なお、会員が本規約に基づき複数の接続機器をレンタルしている場合、当社は会員によるいずれか一つのみの新規買取をお断りする場合があります。また、BBテクノロジーが会員に提供しているブロードバンド・サービスによっては、新規接続機器の買取ができない場合があります。</p> | <p>第9条（任意の買取）</p> <p>1. 会員は、接続機器を任意に買取ることができるものとします。この場合、会員は、新品の接続機器（以下「新規接続機器」といいます。）のみ買取ることができ、レンタルしている接続機器は第10条第1項の定めに従い当社に返還するものとします。新規接続機器の価格の算定、買取代金の支払期日は別途定める「買取価格一覧表」に従うものとします。なお、会員が本規約に基づき複数の接続機器をレンタルしている場合、当社は会員によるいずれか一つのみの新規買取をお断りする場合があります。また、ソフトバンクBB株式会社が会員に提供しているブロードバンド・サービスによっては、新規接続機器の買取ができない場合があります。</p> |
| <p>第10条（レンタル契約終了等に伴う返還・買取）</p> <p>1. 本規約に基づく接続機器のレンタル契約が終了した場合、「BBサービス規約」に基づく利用休止期間が12ヶ月を超えた場合、または第9条の定めに従い新規接続機器の買取を行った場合、会員は、接続機器を当社に返還するものとします。なお、接続機器返還先住所については別途定めるものとし、この場合返還に要する費用は会員の負担とします。また、かかる返還が完了するまでの間に接続機器に故障等が発生した場合、当該接続機器の修理費用等は会員の負担とします。</p> <p>2. 事由の如何を問わず接続機器のレンタル契約が終了した場合または「BBサービス規約」に基づく利用休止期間が12ヶ月を超えた場合に接続機器が30日以内に当社に返還されなかった場合、会員は当社の請求に従い、当社が別途定める金額をもって、直ちに接続機器を買取するものとします。</p> | <p>第10条（レンタル契約終了等に伴う返還）</p> <p>1. 本規約に基づく接続機器のレンタル契約が終了した場合、「BBサービス規約」に基づく利用休止期間が12ヶ月を超えた場合、または第9条の定めに従い新規接続機器の買取を行った場合、会員は、接続機器を当社に返還するものとします。なお、接続機器返還先住所については別途定めるものとし、この場合返還に要する費用は会員の負担とします。また、かかる返還が完了するまでの間に接続機器に故障等が発生した場合、当該接続機器の修理交換料金等は会員の負担とします。</p> <p>2. 事由の如何を問わず接続機器のレンタル契約が終了した日または「BBサービス規約」に基づく利用休止期間が12ヶ月を超えた日の属する月の翌月20日（20日が土日祝祭日の場合は翌営業日）までに接続機器が当社に返還されなかった場合、会員は別途定める「違約金」を当社の定める方法により支払うものとします。</p> |
| <p>なし</p> | <p>附則</p> <p>2007年3月31日改定後の第7条第2項、第8条第1項、第8条第3項、第10条に定める「違約金」および「修理交換料金」にかかわる規定は、2007年4月1日以降に適用されるものとします。</p> |